平成２９年（フ）第８７２０号
東京都品川区大井１丁目14―１―801
債務者　佐々木まり子
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月12日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１４１７号
東京都町田市金森東４丁目48番１号グリーンハイツ102
債務者　小島　利夫
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第６７号
東京都西東京市芝久保町３丁目２番８―301号
債務者　滝川カトリーヌ桂（旧姓戸塚）
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月13日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第８７号
東京都多摩市鶴牧１丁目５番地の６リバーサイド山王下204
債務者　増山　一郎
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月13日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１２９号
東京都調布市小島町３丁目68番地６山田屋ビル301
債務者　石川　　泉
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月13日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第４３号
静岡県浜松市南区三島町165番地の２　コーポツカサ102
債務者　谷田イサオこと　タニタ　イサオ
1　決定年月日時　平成30年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月13日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第４４号
静岡県浜松市南区若林町1632番地の１　コーポウィステリア202
債務者　谷田バンデレイアこと　マルセリノ　タニタ　バンデレイア
1　決定年月日時　平成30年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月13日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第５０号
静岡県湖西市新居町中之郷3623番地の55　太田ハイツＢ―102
債務者　小笠原美春
1　決定年月日時　平成30年２月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月13日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第６８９号
東京都西東京市向台町４丁目21―45―1003
債務者　岩村真弓こと　李　　真弓
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第６９３号
東京都葛飾区西水元２丁目11―４　プリマベラⅠ　101
債務者　根本　大典
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第７１４号
東京都練馬区中村南１丁目30―７
債務者　結城　典一
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第７１７号
東京都中野区松が丘２丁目12―15―702
債務者　鈴木三枝子
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２５号
東京都町田市金森東１丁目28番６―705号
債務者　古田　洋子
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月19日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第７６号
横浜市磯子区杉田２丁目２番14号　杉田Ｋパレスｖｅｇａ101号
債務者　齋藤　和之
1　決定年月日時　平成30年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部